「簡易調査研究」について

令和　7年　3月　31日
茶 業 研 究 所 長 決 裁

１　趣　旨

茶業研究所（以下「茶研」という。）では、生産者や関連団体からの依頼により簡易な調査研究に取り組むことがある。

そこで、短期かつ少量の試験製茶や成分分析等、委託研究やその他の研究計画に該当しない簡易な依頼調査研究を「簡易調査研究（以下「調査研究」という。）」と位置付け、その手続を定めるものである。

なお、調査研究の条件は、以下のすべてを満たすものとする。

（１）茶研の製造した成果物（荒茶等）を営利目的に利用しないこと
（２）研究期間が単発もしくは数日程度の短期間であり、検体数が少量かつ少数（※）であるもの
（３）研究成果の公表を目的としないもの（ただし、双方の合意により公表する場合はこの限りではない）

２　申請手続

（１）申請者は、別紙様式による簡易調査研究申請書（以下「申請書」という。）を提出する。
（２）申請書を受理した担当者は、すみやかに簡易調査研究受付書を申請者に渡し、申請書を所長に提出する。
（３）所長は、申請書の内容を審査し、不承認の場合はすみやかに申請者に通知する。

３　審　査

所長は、申請者の依頼について、①内容の妥当性、②本県農林業にとっての有益性、③ノウハウ等提供の合理性、④実施時期・期間などの実施条件の妥当性を総合的に検討し、調査研究の適否及び実施条件などを決定する。

４　その他

（１）申請者は、依頼研究終了後、茶研から副産物の提供依頼があった場合、すみやかに提出すること。
（２）データの帰属は双方協議により決定する。

※少量かつ少数の目安

茶製造：生葉２㎏×３、茶仕上げ：荒茶１０㎏、碾茶仕立て：荒碾茶２０㎏、ほうじ茶製造：原料１０㎏、粉末化（金属製石臼）：原料2㎏、粉末化（石臼）：原料２００g、土壌分析１０検体、成分分析（近赤外分光光度計）：１０検体、成分分析（HPLC）：５検体

以　上